

第4回ディスクロージャーワーキング・グループ事務局資料

「ご議論いただきたい事項」への意見

2021年12月10日

経団連・経済基盤本部長 小畑良晴

金融審議会 第4回ディスクロージャーワーキング・グループ (DWG) につきまして、都合により途中退席となりました。申し訳ございませんでした。事務局説明資料「ご議論いただきたい事項」に関して、以下の通りコメント致しますので、ご勘案頂けますと幸いです。

総論

- ✓ 今回の DWG では、気候変動開示を中心に、有価証券報告書における非財務情報開示の充実に向けた検討が進んでおります。特に、気候変動開示の重要性は認識しておりますが、それ以外の項目については、真に重要な項目に焦点を当てて手当てを行うべきであり、開示のコスト・ベネフィットを踏まえた検討をお願いします。
- ✓ 「コーポレートガバナンスに関する開示」についても、開示の目的・意義、投資家のメリットを明確にするとともに、有価証券報告書の開示と、コーポレートガバナンス報告書の開示や任意開示との住み分けも含めて検討を行い、開示を行う企業側の過度な負担とならないよう、ご配慮頂けますと幸いです。

1. 監査に関する信頼性の確保

- ✓ KAM については、2021年3月期決算から導入（早期適用あり）されたばかりであり、まずはその適用状況の評価を行うことが必要です。
- ✓ また、KAM については、監査基準を踏まえ、会計監査人は、KAM の開示の検討プロセスの中で、監査役等と意見の摺り合わせを十分に行っております。よって、監査役等からの意見表明により、投資家に役立つ追加の情報が含まれているケースは少ないと思います。
- ✓ さらに、KAM についての監査役等の検討の説明を求める場合には、有価証券報告書の記載の責任をどのように考えるかの課題もございます。
- ✓ したがって、有価証券報告書に置いて、「KAM についての監査役等の検討の説明」を促すことは、慎重に検討して頂きたいと思えます。同様に、「監査役等の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明」についての開示を促すことも、慎重であるべきと考えます。

2. 政策保有株式等

- ✓ 政策保有株式についての「業務提携等を行っている場合の説明」の開示については、相手方との守秘義務や営業機密に抵触する問題が生じ得るため、開示できる情報は、既に

プレスリリースされた内容等に限定され则认为します。

- ✓ また、各企業は、様々な状況を判断して議決権を行使しているため、「議決権行使の基準」を形式的に定めることは困難であり、「各議案が、当該企業の企業価値向上に資するかどうかで判断する」程度のことしか言えない為、そのような開示の意義は小さいと认为します。
- ✓ さらに、日本企業は、コーポレートガバナンス・コードを踏まえて、政策保有株式を縮減する方向で対応しており、気候変動開示等に比べると、一律に開示を求める重要性は相対的に低いものと考えております。よって、「業務提携を行っている場合の説明」や「政策保有株式の議決権行使の基準の説明」の開示は強制すべきではなく、ベストプラクティスを通じて開示を促す方向とすべきと认为します。
- ✓ なお、「純投資目的の株式」に関して、個別銘柄の開示は、具体的な投資戦略の秘匿性に照らして考え難く、一方で、包括的な開示は、財務諸表の注記（金融商品に関する注記）と重複する可能性があります。よって、現在の開示以上の内容を強制すべきではないと认为します。

以 上